

## 子どもの意見形成・表明支援事業企画提案仕様書

### 1 業務名

令和6年度 子どもの意見形成・表明支援事業

### 2 事業目的

令和4年度児童福祉法改正を踏まえ、社会的養護に係る子どもの意見表明権の行使を促進し、子どもの権利擁護を推進することを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4 実施体制

統括責任者及び事務担当者（意見表明等支援員（以下、「アドボケイト」という。）の日程調整、面談希望のとりまとめ等を行う者）を配置するなど、必要な体制を取ること。

事業の実施に当たっては、令和5年12月26日子支庁第224号子ども家庭庁支援局長『「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」及び「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」について』、「札幌市子どもの意見形成・表明支援事業実施要綱」の内容を踏まえること。

### 5 委託業務の内容

#### (1) 意見形成・表明支援の実施

下記①の者が②の施設に訪問する等の方法により、在籍する子どもの意見形成・表明支援を実施する。なお、アドボカシーの趣旨やアドボケイトの活動内容について、対象の施設職員や子どもの理解を得るとともに、子どもが意見表明をしやすいよう時間や頻度等を考慮すること。なお、実施に際しては受託者が関係機関との日程等の調整を含めて行うものとする。

#### ① アドボケイト

##### ア 要件

以下の(ア)、(イ)、(ウ)を満たす者を手配すること。

(ア) 独立性を担保するため、意見形成・表明支援を実施する児童相談所や児童福祉施設等において、対象となる子どもを支援する立場にないこと。

(イ) 「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に準じた研修を受講していること。

(ウ) 以下の事由に該当しないこと。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行なった者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

イ 参画するアドボケイトの人数 4人以上

② 訪問先

ア 札幌市児童相談所一時保護所

イ 市内児童養護施設（併設されている地域小規模児童養護施設を含む）

③ 方法及び回数

ア アドボケイト複数名（2～4名程度）での実施を原則とすること。

イ 対象施設の職員や子どもへの周知、啓発を併せて実施すること。

ウ 一時保護所への訪問は2週間に一度とする。児童養護施設への訪問については事業の目的を踏まえ、効果的だと思われる頻度及び回数、時間帯等を委託者へ提案すること。

④ その他

ア 意見形成・表明支援を行うにあたっては、札幌市児童相談所及び児童養護施設に対し、子どもの権利擁護に関する内容や、アドボケイトの役割に関する研修を実施し、子どもの権利擁護に関する普及・啓発を行なうこと。対象となる子どもには、説明資料等のツールを用いて本事業の目的を説明し、理解を得るよう努めること。

イ 意見形成・表明支援のスキル向上のため、アドボケイトがスーパーバイザーによる指導・教育を受けられる機会を設けること。

ウ 事業効果の測定のため、訪問先の子ども及び職員を対象に、事業開始前及び終了後にアンケート等による調査を行い、評価及び検証結果について、委託者に提出すること。評価及び検証にあたっては、令和6年5月20日こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡『次期都道府県社会的養育推進計画におけるこどもの権利擁護の取組の評価のための指標等に基づく意見表明等支援事業等の評価及び検証について』の内容も参考にすること。

## (2) アドボケイトの養成

アドボカシーに関する理解の周知・啓発及びアドボケイトを養成するための研修(以下、「養成研修」という。)を実施し、アドボケイトとしての活動が可能な人材を養成する。

- ① 養成研修のプログラムは、ガイドラインの研修カリキュラム(例)に則ったものとする。
- ② 養成研修の受講対象者は、原則として普段から業務として子どもに関わっている者とする。
- ③ 養成研修の受講者に対しては研修受講証明書を交付の上、意見形成・表明支援の活動を希望し、かつ適性が認められる者に対して、活動に必要な実践的なスキルを身につけるための研修や実習等を受講させるなど、円滑に訪問に繋げるための手段を提案すること。

## (3) 報告

- ① 契約後1か月を目途に、事業の成果、課題などについて委託者に報告を行うこと。
- ② 四半期毎に委託者に実施報告を行うこと。
- ③ 令和6年度の事業を総括し、その成果及び今後の課題等を整理したレポートを提出すること。

## 6 留意事項

- (1) 委託費の支払いは、四半期毎の役務内容の検査に合格後、請求に基づき支払うものとする。
- (2) この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上決定する。

## 7 環境への配慮について

本業務においては、本市が取得した環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に関わる用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 8 著作権等

- (1) 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作権者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 9 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等について、必要事項を報告しなければならない。